

## 交流派遣に関する取決め書（ひな型）

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。）第7条第3項の規定等に基づき、〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）との間において、次の条項により、〇〇〇〇（以下「丙」という。）の乙への交流派遣に関して取決めを締結する。

### （交流派遣の実施）

第1条 甲は、丙について乙への交流派遣を実施するものとする。

### （労働契約の締結）

第2条 乙は、この取決めに従って、丙との間で労働契約を締結するものとする。

### （交流派遣及び労働契約の期間）

第3条 丙の交流派遣の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、当該交流派遣の期間を労働契約の期間とする。

### （交流派遣及び労働契約の終了）

第4条 甲は、法第13条第1項の規定により、丙の交流派遣を継続することができないか又は適当でないと認める場合は、前条の規定にかかわらず、交流派遣を終了させるものとする。この場合、甲は、あらかじめ、乙にその旨を連絡するものとする。乙が丙を解雇する場合、又は丙が辞職する場合には、乙は、あらかじめ、甲にその旨を連絡するものとする。

2 乙と丙との間の労働契約の終了により丙の交流派遣は終了するものとする。

3 丙が国家公務員としての身分を失った場合、甲は、直ちに、乙にその旨を連絡するものとする。この場合、乙と丙との間の労働契約は終了するものとする。

### （業務及び服務）

第5条 丙の乙における地位は、〇〇部〇〇課〇〇〇〇とし、その業務内容は別紙に掲げるものとする。

2 丙は、その交流派遣の期間中、乙の指揮命令に従ってその業務に従事するものとする。

3 乙は、丙に対し、法、国家公務員法、国家公務員倫理法その他の法令に反する業務を命じてはならない。

4 丙の服務は、法、国家公務員法及び国家公務員倫理法並びに乙の就業規則の定めるところによる。

### （賃金、労働時間、休暇、福利厚生等）

第6条 丙の交流派遣の期間における賃金については、乙がその就業規則の定めるところ

ろにより支給する。決定する賃金は別紙のとおりとする。

2 丙の交流派遣の期間における労働時間、休日、休暇等の労働条件及び福利厚生の利用については、乙の就業規則の定めるところによる。

(3 乙は、丙の退職金について支給しないものとする。)

4 乙は、丙の交流派遣の期間中、その地位、賃金その他の処遇に関し丙の能力、資格等に照らして特別であると認められる取扱いをしてはならない。

#### (社会・雇用保険)

第7条 丙には、その交流派遣の期間における厚生年金保険法及び雇用保険法の規定は適用されない。

2 丙の交流派遣の期間における国家公務員共済組合法の長期給付の国負担分については、乙がその費用を負担する。

#### (共済事務の取扱)

第8条 乙は、丙に対する賃金、賞与等の支給時に丙から徴収した〇〇共済組合の掛金等及びその企業負担分を、その都度〇〇共済組合へ振り込むものとし、〇〇共済組合は乙から振込があるごとに速やかに国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)に振り込むものとする。この場合において、〇〇共済組合は乙に対し掛金等及び企業負担分に係る必要な情報を提供するものとする。

2 前項に係る連合会の振込先及び明細書の形式は、甲が指示するものとし、乙は振込金額の明細書を作成の上、〇〇共済組合本部に通知するものとする。

3 乙は、甲に対し、乙における丙の支給賃金額、標準報酬月額及び標準報酬の月額並びに標準賞与額及び標準期末手当等の額を通知するものとする。また、標準報酬の定時決定、随時改定、被扶養配偶者の増減及び住所変更等の際にもその都度、速やかに甲に対し通知するものとする。

4 前項における甲の通知先は、〇〇共済組合〇〇支部長宛とする。

5 乙は、丙の共済貸付の返済について、乙における丙の賃金、賞与等の支給時に丙から徴収の上、その都度〇〇共済組合〇〇支部に振り込むものとする。

#### (業務災害及び通勤災害)

第9条 丙の交流派遣の期間における業務上の災害及び通勤による災害については、法令の規定に基づき乙が補償するものとする。

#### (交流派遣の状況の報告、調査)

第10条 乙は、甲からの求めに応じ、丙の乙における労働条件及び業務の遂行状況について報告するものとする。

#### (取決めの変更)

第11条 乙は、丙の労働契約の期間の変更、丙の地位及び業務内容の変更等、この取決めについて変更を行うことを希望する場合には、甲に対し、その旨の申出を行うこ

とができる。当該変更を行うこととなる場合には、その旨の取決めに締結するものとする。

2 前項の申出は、事前に十分な時間的余裕をもって行うものとする。

#### (交流派遣の制限事項の報告)

第12条 乙は、交流派遣の期間中に以下の事態が発生した際は、速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 乙又は乙の役員が、乙の業務に係る刑事事件に関し起訴された場合又は不利益処分を受けた場合
- (2) 乙と交流派遣元機関（丙が交流派遣の日の直前に在職していた国の機関等をいう。）との間に人事院規則21-1第14条第1項に規定する特別契約関係があることとなった場合

#### (疑義等の決定)

第13条 この取決めに定めのない事項及びこの取決めに疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

#### (その他)

第14条 この取決めに証するため、甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名の上、その1通を保有する。

2 甲は、この取決めの内容を丙に明示するものとする。

令和〇〇年〇月〇日

甲 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

乙 ○〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

## 別紙

### ○第5条関係

(具体的な業務内容等を記載)

### ○第6条第1項関係

(初任給及びその後の昇給予定等がある場合にはその旨を記載)

### ○就業規則を添付

## 参考

次の法令等を添付

①国家公務員法第3章第7節(服務)

②官民人事交流法

③人事院規則

④通達

⑤国家公務員倫理法

⑥国家公務員倫理規程

⑦その他必要と認められる事項